

令和6年度 12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第5号）

(1) 国庫補助金等返還金〈納税課〉		1,320,000千円
(2) 戸籍整備事業費〈住民課〉		1,966千円
(3) 電気料金高騰関係管理運営費		10,282千円
① 隣保館運営費〈人権推進課〉	772千円	
② 老人ルーム管理費〈人権推進課〉	146千円	
③ 児童館運営費〈子育て支援課〉	423千円	
④ 市立保育所等管理費〈子ども保育課〉	4,598千円	
⑤ 照明灯維持管理費〈道路維持課〉	2,055千円	
⑥ 住宅管理費〈住宅課〉	2,288千円	
(4) 障害福祉サービス給付費〈障害福祉課〉		875,114千円
(5) 小児等定期予防接種費〈子ども健康課〉		18,099千円
(6) 子ども医療費医療扶助費〈子育て支援課〉		71,386千円
(7) ファミリー・サポート・センター利用促進事業費〈経済政策課〉		3,230千円
(8) 県営事業負担金（街路）〈道路建設課〉		6,400千円
(9) 学校施設長寿命化改修費（中学校）〈教育総務課〉		△279,868千円
(10) 学校給食費支援事業補助〈体育保健給食課〉		69,097千円

※ 繰越明許費補正（追加）

(1) 排水施設新設改良事業〈河川水路課〉		460,972千円
(2) 流域治水対策事業〈河川水路課〉		73,500千円
(3) 都市下水路事業〈河川水路課〉		245,500千円
(4) 徳島外環状道路周辺対策事業〈道路建設課〉		527,800千円
(5) 四国横断自動車道周辺対策事業〈道路建設課〉		460,000千円

※ 繰越明許費補正（変更）

(1) 学校施設長寿命化改修事業〈教育総務課〉	（変更前）1,002,858千円	（変更後）722,990千円
-------------------------	------------------	----------------

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 指定管理料

指定管理者の指定に伴い、令和7年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

①文化振興施設指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：271,825千円、期間：令和6年度～令和11年度）

②まちづくり協働プラザ指定管理料〈市民協働課〉

（限度額：83,840千円、期間：令和6年度～令和11年度）

③徳島ガラススタジオ指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

(限度額：57,576千円、期間：令和6年度～令和9年度)

④生涯福祉センター指定管理料〈健康福祉政策課〉

(限度額：1,075,000千円、期間：令和6年度～令和11年度)

⑤公園施設指定管理料〈公園緑地課〉

(限度額：1,023,000千円、期間：令和6年度～令和11年度)

⑥青少年交流プラザ指定管理料〈社会教育課〉

(限度額：81,870千円、期間：令和6年度～令和11年度)

⑦図書館指定管理料〈社会教育課〉

(限度額：1,403,010千円、期間：令和6年度～令和11年度)

⑧体育施設指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

(限度額：1,339,400千円、期間：令和6年度～令和11年度)

(2) コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉

廃止する公民館2施設の事業をコミュニティセンターの事業として指定管理料に上乘せするため、債務負担行為を設定する。

(限度額：17,954千円、期間：令和6年度～令和8年度)

(3) 国府中学校長寿命化改修事業〈教育総務課〉

老朽化した国府中学校校舎の耐久性及び機能向上を図るための長寿命化改修工事について、令和8年度まで改修工事を実施するため、債務負担行為を設定する。

(限度額：295,319千円、期間：令和7年度～令和8年度)

(4) 中学校教師用教科書購入事業〈学校教育課〉

令和7年度が改訂年度となる中学校教師用教科書等の購入契約について、令和6年度中に契約を締結、令和7年度に支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

(限度額：79,785千円、期間：令和6年度～令和7年度)

※ 債務負担行為補正(変更)

(1) 道路メンテナンス事業〈道路建設課〉

助任橋架替工事について、現在の橋に架け替えられる以前の橋の基礎構造物が見つかり、新設橋台施工に支障となることが判明し、基礎構造物の取り壊しを実施する必要性が生じたことに伴い、債務負担行為の補正を行う。

(変更前) 限度額：155,038千円 期間：令和6年度～令和8年度

(変更後) 限度額：542,238千円 期間：令和6年度～令和8年度

(2) 四国横断自動車道周辺対策事業〈道路建設課〉

高速道路の建設に伴い、周辺対策として実施する小松1号水路改良工事(2工区)について、地域の分断及び浸水被害の解消を図るため、債務負担行為の補正を行う。

(変更前) 限度額：81,500千円 期間：令和7年度

(変更後) 限度額：331,500千円 期間：令和7年度

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
117,549,426千円	2,095,706千円	119,645,132千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額
12月 補正計上額	4,803,298	2,095,706	△ 2,707,592
12月 補正後予算額	116,135,993	119,645,132	3,509,139

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※ 債務負担行為

(1) 資格確認書等作成事業（保険年金課）

被保険者に資格確認書等を交付するための業務について、令和6年度中に契約を締結、令和7年度以降に支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

(限度額：14,701千円、期間：令和6年度～令和9年度)

市民病院事業会計補正予算（第2号）

化学療法件数や、整形外科などの手術件数増加に伴う材料費の不足及び、がん診療等における遺伝子検査の需要拡大による検査件数増加に伴い、所要の補正を行う。

【収益的支出】

1 医業費用（材料費）	251,000千円
（経費）	35,000千円

補正前の額	補正額	計
11,862,671千円	286,000千円	12,148,671千円